

医 薬 発 第 1 1 4 3 号
平成 1 2 年 1 1 月 2 0 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生省医薬安全局長

毒物及び劇物取締法施行令等の一部改正について（通知）

標記については、毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成 1 2 年 6 月 3 0 日政令第 3 6 6 号）（別添 1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 2 年 1 1 月 2 0 日厚生省令第 1 3 4 号）（別添 2）が公布されたところであるが、その改正の要旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係機関及び関係業者に対する周知徹底及び指導方御配慮願いたい。

また、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出していることを申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について

1 改正の要旨

- (1) 毒物劇物営業者が、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないこととしたこと。
ただし、当該毒物劇物営業者により当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生省令で定める場合はこの限りではないこと。（第 4 0 条の 9 第 1 項関係）
- (2) 毒物劇物営業者が、提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならないこととしたこと。（第 4 0 条の 9 第 2 項関係）
- (3) (1)及び(2)の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す際について準用することとしたこと。（第 4 0 条の 9 第 3 項関係）
- (4) (1)、(2)及び(3)に定めるもののほか毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は厚生省令で定めることとしたこと。（第 4 0 条の 9 第 4 項関係）

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の要旨

- (1) 改正後の毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）第40条の9第1項ただし書の規定によるその他厚生省令で定める場合は、以下のとおりであること。

（第13条の6関係）

ア 1回につき200mg以下の劇物を販売し、又は授与する場合

イ 令別表第一の上欄に掲げる物（現在は、塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）及びジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る）が該当。）を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

- (2) 令第40条の9第4項の規定による厚生省令で定める必要な事項は、以下のとおりであること。

ア 情報の提供方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならないこと。（第13条の7関係）

(ア) 文書の交付

(イ) 磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの

イ 情報の内容は以下のとおりであること（第13条の8関係）

(ア) 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 毒物又は劇物の別

(ウ) 名称並びに成分及びその含量

(エ) 応急措置

(オ) 火災時の措置

(カ) 漏出時の措置

(キ) 取扱い及び保管上の注意

(ク) 暴露の防止及び保護のための措置

(ケ) 物理的及び化学的性質

(コ) 安定性及び反応性

(サ) 毒性に関する情報

(シ) 廃棄上の注意

(ス) 輸送上の注意

第3 その他

1 施行期日

平成13年1月1日から施行することとしたこと。

- 2 今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。